

薩摩藩郷士守屋家の系譜と舎人(重堯)以前の諸問題 (Ⅰ)

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4491742>

出版情報：経済學研究. 52 (1/4), pp.261-269, 1987-02-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



薩摩藩郷土守屋家の系譜と

舎人(重堯)以前の諸問題(I)

秀 村 選 三

1 は し が き

これまで近世の西南辺境地域の内部構造を窺うために、とくに薩摩藩大隅国肝属郡高山郷の守屋家に視点を据え、守屋家を通して薩摩藩の郷村構造や郷土、農民の存在形態の一端を把握することに努めたが、とくに同家の農業と労働組織、或は分家、親類中、社家組織或は年中行事などの生活面に力点をおいて研究を続けてきた¹⁾。まことに小さな一地点の研究ではあるが、私なりに意義は認めているのである。と云うのは、わが国の近世農村史研究は一見龐大な研究の蓄積をもつかのように見えながら、実は案外各地域における最も基礎的な村落や家に関する徹底的な個別研究はきわめて少ないようで、そのため、かえって安易に近世農村史の定説らしきものが形成され、それから容易に脱皮し得ない状況のまま、現在一種の沈滞ムードの中に停滞しているように思われるからである。しかも西南辺境地域はその地域の歴史的特質や史料の独自性と、これにかかわる研究者の少なさのため、研究の蓄積も微々たるものであり、現在まで西南辺境地域を視野におさめて近世農村史の展望がなされることは、ほとんど無かったよう

に思われる。もっとも薩摩藩はいわゆる西南雄藩の一つであり、そのため政治的動向や流通史的観点からの研究は或程度なされてきたが、薩摩藩内部の郷村や農業の実態、郷土、民衆の生活をたんに個々の現象としてでなく、必然的連関性をもって把握しようと努めた研究はきわめて乏しかったと思われる。

そうした思いから、むしろ一定の地域に定着し、特定の村、特定の家に沈潜して、多面的にその歴史像を描くことを自らに課して年来研究を続けてきた。しかし全貌を明らかにするにはなお程遠く、「個」を知ることの奥深さに圧倒される思いである。しかし高山郷や守屋家への沈潜の中から少しずつ薩摩藩郷村の具体相が推察できるようになり、またミクロの世界を通して試論的にはより広域的に「西南辺境型領国」²⁾の如き発想——その当否は別として——も与えられた。私自身としては、若い日から取り組んできた幾つかのフィールドの中でも高山郷と守屋家の研究には最も愛着を感じ、意義も認めているのである。

今回は、これまで守屋家の研究を続けながらも、史料の制約上、幕末期、舎人重堯が当主の

註(1)参照。

2) 秀村「幕末期西南辺境型領国における流通構造の特質—試論—」(宮本又次編『商品流通の史的研究』所収)、同「再び西南辺境型領国」について」(『地方史研究』第112号)、同「藩政の成立(1)序説」(岩波講座『日本歴史』12・近世2所収)。

1) これらの諸論文については秀村「薩摩藩郷土守屋家の「親類中」について」(日本経済史研究所創立50周年記念『経済史経営史論集』所収) 368頁

時代に限られていたが、守屋家自体を知るためには、同家の歴史をできるだけ長期的視野で窺ってみる必要があり、最近系譜の中でも近世の系譜については信憑度が高いことに気付いてきたので、その面から窺ってみることにした。またこれまで守屋家の研究はすべて幕末期の研究に集中してきたが、これは史料が守屋舎人重堯の「日帳」³⁾を中心にほとんど文政、天保以降のものであり、史料を複合させ事実を多面的に窺うためにはやむをえないことであつたと思う。しかし、きわめて数は乏しいが舎人重堯以前の史料も発見されてきており、今後時代を遡っても研究したいと思っているので、そのため幾つかの史料によって若干の問題にふれたいと思う。

2 守屋家の出自

近世後期の守屋家の基本的性格については度々ふれたが、最も根源的な性格は肝属郡の惣廟四十九所大明神の社司であつた。「寛永十年(1633)癸酉高山衆中帳写」⁴⁾には

「高拾貳石 高山居付五十歳
神主 守屋和泉守 二十歳
同民部左衛門」

とあり、「寛永十七年(1640)高山衆中軍役帳写」⁵⁾には

「高十三石二斗八升八合二勺 (ママ)
高山居付五十六歳 守屋和泉守
内十二石 四十九所領 子二十七歳
諸右衛門」

と見え、近世初期の広汎な所移、いわゆる「御

国一統移替」⁶⁾「分國中総繰替」⁷⁾といわれる時期に、高山郷においても日高家ははじめ多数の衆中が新たに召し移されて来たのに対して、守屋家は同じく四十九所大明神の「大宮司(一代宮司)」上田家や検校守屋家⁸⁾とともに「高山居付」であつたことを知るのである。島津氏の大隅征服以前、肝付氏支配の時代より当地方に居たと思われる。守屋家の伝承を宝暦12年(1762)霜月に当主和泉立国が録した「守屋家申伝案考記」⁹⁾には

一吾先祖代々高山・串良両所ノ神主相勤、串良有里村ニ住スル事二十代、其二十代目ノ守屋和泉守重頼代ニ肝付殿ヨリ松山ノ御飯屋ヲ御給リ、高山四十九所ノ神主屋敷ニ普請致シ、串良ヨリ高山ニ罷移リ、高山ヨリ串良神主モ被相勤タル由申伝候……

とあり、さらに

一吾先祖高山・串良両所ノ神職相勤、串良有里村ニ居住致、和泉重頼マテ二十代ト申伝、旧記ニモ有之候得共、先祖何士代、何年竿ヨリ神職相勤候事、又代々ノ仮名、実名不相知候。十九代目守屋民部大輔以来代々ノ事相知候分、別紙ニ委ク書記置候。

一前之通和泉重頼以前十九代、有里村十五社大明神神主屋敷ニ居住致、十九代ノ墓所石塔モ右屋敷ニ有之候処ニ、前ニ神主屋敷田開キニ相成候節、祖父代ニテモ有之候カ、右ノ墓石一代ニ石塔一ツ宛高山新留村之内釈迦堂ニ持越被立置、以上石塔廿一御座候。内一ツハ高山ニ被罷移候重頼・重時父子ノ見立石ト申伝

72頁参照)。

7) 古川良英家系図(鹿兒島県日置郡日吉町)。

8) 検校守屋家については秀村「薩摩藩郷士守屋家をめぐる一、二の問題」(『経済学研究』第46巻4・5合併号)15・16頁。

9) 守屋雄次郎家文書。

3) 「日帳」は文政8年(1825)10月13日より明治4年(1871)11月13日に至る。現在筆者校註の『守屋舎人日帳』第1～第8巻は文久元年(1861)まできており、あと数巻を要するであろう。

4) いずれも二階堂進家文書(写本)。写本ではあるが、他の史料と照合して信頼度は高いと思われる。なお前者は守屋泰三家文書中にも写本あり。

6) 新納忠元勲功記(宮本又次編『藩社会の研究』

候。上代十五社神主屋敷ハ十五社島居ノ前ニ有之候。今ノ神職宮地河内住処ハ新屋敷ニテ候。

一前之通先祖代々高山・串良両所神主役被相勤候処ニ、肝付殿落城以後、串良地頭佐多越後殿代ニ神職別家ニ被相立旨、旧記ニ有之候。
其時分マカケ村ノ左京ト申者エ吾先祖ヨリ^(掃カ)弘除番被申付置候処ニ、右ノ左京エ神職被仰付タル由申伝候。其子孫干今代々相勤来候。今ノ宮地河内先祖ニテ河内養父ヲ三河ト云、左京ハ三河祖父カ曾祖父ニテ候。

一串良十五社ノ分ハ守屋先祖代々直支配ニテ、其外川東村宮貫大明神、川西村大塚大明神、小原村万八千大明神、高隈中津宮大明神、国崎村 諏訪大明神、内之浦 高屋大明神、岸良村平田大明神ノ神職、先祖代々下知被致来候故、串良神職別立、高隈・内之浦モ外城立候テモ祖父内蔵重貞代々マテハ致立入来候故、銘々印形被取置候帳面、干今有之候。」

と見え、古来高山・串良両郷の神主として串良郷有里村に居住していたが、戦国末期重頼の代に肝付氏より松山の御仮屋¹⁰⁾を賜わり、四十九所大明神の神主屋敷を普請して高山へ移住したと伝え、さらに肝付氏滅亡、島津氏の大隅支配の進展、外城制の再編過程において串良の神主は宮地家へ変り、守屋家は高山を専らとするに至ったということになっている。しかも近世初

期にはなお串良・高隈・内之浦郷の内数社の祭祀にかかわっていたとする。これらはいくまで伝承で傍証史料はないが、捨てきれぬものがあり、幕末期においても守屋家が串良郷上小原村の白山権現を「格護」¹¹⁾していたことは何らかその痕跡であるのかも知れない。ことに同家では平家又は物部氏の落人伝承とともに「串良一之宮大明神ハ吾先祖負下シタル神ト申伝候」¹²⁾とあり、前引の史料には石塔一墓石を祖父の代に高山の釈迦堂に移したと録しているから、舍人良国の祖父重寛の時代と思われるが、幕末期の舍人重寛の「日帳」の中にも「串良十五社神主宮地参河屋敷江守屋家^(先祖トカ)被申伝^{乗馬}ハ墓有之由、粗承^(居墓所カ)ハニ付、今朝倭差越ニ而下人老人相付差越^ハハ処、参河被罷^ハ案内有之、風聞通ニ而委細之儀不相知、真石式所墓有之、其近辺藪有之、花立式ツ都合花立四ツ有之、四人之墓と相見得^ハ得共、何代目何某墓共不相知^ハ」¹³⁾

とあり、なお守屋一族の墓で串良に残されていたものもあったようである。これらからみても守屋家は元来串良郷の十五社大明神と関係深い家であったと思われる。近世以前の守屋家については史料が全く無く、また中世末、近世初頭の当主重頼死亡の際「重頼相果候以後系図相失せ候事相知レ……」¹⁴⁾とある如く系図を紛失したと伝えているため、いかなる経過で高山へ移住し四十九所大明神の神主となったか、その経緯は明らかではない。

慶長内検の後、神領毀破に際し新留村の内に36石が社家三家に付され、神主(正祝)守屋家、

10) 「申伝案考記」には「先祖代ニ肝付殿ヨリ御給候御仮屋道具ハ祖父内蔵代ニ造替致候節マテニ皆捨^(ス)リ、今ノ居所西ノ方ノ梁一筋ト玄関ノ戸ト申一枚有之候。此梁ハ寸々ニ成テモ家ノ道具ニ可召仕、水ノ符成ト親被申候間、子々孫々ニ至マテ申聞セ代々可被相伝候」とあり。これから見ると、松山は宮ノ下守屋家屋敷の地であったと思われる。また同家の「代々守刀」とされる備前雲次刀一腰、青江ノ刀一腰、備前助貞ノ脇指一腰はいずれも「肝付殿ヨリ御拝領ト申伝」ており、守屋家が肝付系の家であったことを示している。

11) 「守屋舍人日帳」慶応4年8月13日条。もっとも前引史料中の神社と異なるが、無視出来ない事実で、伝承との関連を考える必要がある。

12) 「守屋家申伝案考記」。

13) 「守屋舍人日帳」天保13年7月16日条。

14) 「守屋家申伝案考記」。

15) 16) 前掲「薩摩藩郷土守屋家をめぐる一、二の

代宮司上田家、検校守屋家の各家に12石宛の知行が宛行われた¹⁵⁾。この三家には知行の高下がなく、三家とも「一ヶ所衆」として録されているが、後年正祝守屋家のみは持高も増加し——すでに寛永17年(1640)には13石2斗8升8合2勺¹⁶⁾、摂津重寛代40石5斗6升2合2勺4才、和泉立国代40石4斗9合1勺1才¹⁷⁾、舎人良国代明和8年(1771)46石1斗5升1合8勺2才¹⁸⁾、文化2年(1805)43石8斗5升8合8才¹⁹⁾、弾正良易代70石3斗4合5勺6才²⁰⁾、舎人代弘化4年(8151)66石4斗3升4合8勺7才²¹⁾、安政3年(1856)86石4斗3升4合8勺7才²²⁾——、近世中後期から社家頭取、また所役の与頭、郷士年寄助、郷士年寄を勤め、郷士上層部に確固たる地位を占めるに至ったが、その上昇経過の基盤は何であったのか——上京、神道裁許状付与による権威づけ、郷内諸社の「格護」による原野地帯の「抱地」開発も考えられる——史料は乏しいにしても今後多少とも明らかにしたい課題である。

なお前述の「申伝案考記」には

「近年風聞ニ 四十九所ノ 神主 柿元治部太夫ト云者代々相勸来候処ニ、治部太夫子幼少ニ有之候故、^(成)盛年ニ相成マテ相勸ル由ニテ吾守屋ノ先祖申良ヨリ差越相勸居、治部太夫子ニ不相渡、干今代々相勸来由、妄語ヲ申者有之由聞及候。治部太夫ト云ハ別紙書記置候通民部太輔重正ノ下腹ノ末子ニテ重頼ノ弟ニテ候。下腹故、守屋ノ小名柿本ヲ名乗ラセ樂所役ヲ勤サセ、干今代々勸来ル事別余無之候。治部

太夫子ヲ清左衛門ト云、男子無之、女子二人有、1人ハ郡山十助妻、1人ハ社家筑兵衛ト云者ノ子伊織ト云者ヲ簪養子ニ致シ、其子今ノ清左衛門也…」

とある如く、四十九所大明神の神主職継承について誤まった風聞があるため、舎人良国は柿本家が庶流の家であることを指摘し、嫡庶の別をあげて弁明し、「今の浮世ハ偽飾、忠信ノ者無之、人面心獸ノ者多故、出所モ不知妄語ヲ云、惡逆無道ノヘツラヒ者多候間、能々了簡可候」と子孫に訓戒している。かかる「妄語」の風聞があったのは、一つには守屋家が系図紛失のため戦国期以前の系図を示し得なかったためであるかも知れない。現存する守屋家の系図がいずれも近世初期以前について系図を載せているのは、重頼死亡時に系図紛失云々或は「代々ノ事ハ系図無之故、仮名、実名、前代ノ事不相知候。近代ノ事ハ別紙書記置候」²³⁾と録すのと矛盾するが、やはり守屋家としては何らかのかたちで近世以前の系図が必要であったためと思われる。

3 守屋家の系譜

一般的に云って筆者は長い間諸家の系譜については不信感をもち、史料的によほどの批判点検を経なければ利用し得ないものと思っていた。しかし、その後、各地各家の系譜と近世の文書記録を照合してゆくと、系譜の信憑性は意外なほど高いことに気付いてきた。ことに近世守屋家の分家や「親類中」について研究する過

問題」16頁参照。

17) 守屋家系図。

18) 明和8年卯8月「高山衆中高極帳」(守屋雄次郎家文書)。

19) 文化2年丑8月「高山郷士高究帳」(同上)。

20) 守屋家系図。

21) 弘化4年正月「楮免高取調横折」(守屋雄次郎家文書)。

22) 安政3年2月「楮免高取調横折」(同上)。

23) 「守屋家申伝案考記」。

24) 秀村「幕末期薩摩藩郷士の分家と家産の分与」(『経済学研究』第30巻5・6合併号)、「幕末期大隅農村における分家と家産の分与」(『九大経済学部40周年記念論文集』所収)および前掲「薩摩藩郷士守屋家の親類中について」。

程で²⁴⁾高山郷士諸家の系譜を取り扱い、十数家の系譜を慎重に照合し、また「守屋舎人日帳」はじめ高山郷の諸文書記録を参照して、その結果系譜が予想以上はるかに精密度が高く信頼するに足る史料であることを知った。戦国期以前については傍証史料がない限り、その信憑性は常に留保しなければならないし、中には全く荒唐無稽のものもあるが、少なくとも近世については系譜の信憑性は相当高いものと考えてよいと思う。というのは、枠組みが限定され、家格が固定化し、体制が確立乃至停滞的であった近世社会においては、近世初期以前の系譜における如き偽作や改竄はほとんど不可能であったと思われる。此の点守屋家において、重頼の代に系図を紛失したと云いながら重頼以前の系図——饒速日命、物部氏以来の系図があるのは矛盾しており、その信憑性は検討を要するが、近世については他家の系譜や文書と照応して、その信憑度は高いので、以下に近世の系譜を掲出し、近世における守屋家の歴史を概観してみたいと思う。

守屋家の系譜は次の4点がある。

- a 高山郷御仮屋引継文書中の「諸家系譜廿八（母・世音十五家）」中の「物部姓守屋舎人家」（幕末期作成・現在高山町所蔵）。
- b 守屋家略系図（安政六年己未六月写之、守屋舎人物部重堯）、守屋雄次郎家所蔵。
- c 守屋家略系図（天保三年壬辰八月）守屋泰造家所蔵。
- d 物部守屋家系図（幕末期作成か）守屋泰造家所蔵。

これらは基本的にはほとんど同じであるが、なお細部においては多少の異同、特徴がある。ここではその点は述べないが、いずれも幕末期作成のものであることは多少気になるのである。

しかし、これらの基礎となった系図の存在は充分推察できるように思われる。この四つの系譜を基礎として系譜外の諸文書や「舎人日帳」等も参照して、今後の研究のために一応筆者なりに守屋家の系譜を考証、作成すると以下の通りである。かなり正確に守屋家の歴史を示していると思うが、今後にも更に補正を加えて正確を期したいと思う。

なお後掲の系譜では、一応「守屋舎人日帳」の記載年の最下限 明治4年に限ることとした（舎人は同年12月24日に死去）。但し、種々の関係上明治年間まで記載した事項もある。また明治初年の廃仏毀釈以後は各人に神号（命・姫）をつけ、さらに時代を遡って先祖各人にも神号を贈り法名を伏せている系図もあるが、神号は近世の文書、記録の読解にはさしあたり必要でないので省略した。

この系譜には示していないが、明治期について簡単にふれると、安政6年6月1日に舎人（重堯）は隠居し²⁵⁾、河内頭〔後弾正〕（重厚）が継いだが、失明のため弟倭佐〔後常磐〕（道皓）が社司職を継承し、明治前期には守屋家は次の四家に分かれていた。すなわち弾正一千加良の系統は「宮ノ下」と呼ばれ、宮馬場四十九所神社鳥居脇の古くからの社司屋敷にあった。また常磐の系統は「ヒガシ」、納一郎（重好）の系統は「ウエ」、納二郎〔周一郎〕（重経）の系統は「シタ」といわれ、いずれもその屋敷は五社馬場にあり、「五社三家」とも云われた。その後、舎人の六男喜八郎（守廣）は弟幸造（守孫）をともない串良郷大久保家を嗣ぎ、千加良の弟要は日渡家を嗣いだ。いずれもいわゆる「士族株を買った」もので、実質は守屋家の同族である。

25) 「守屋舎人日帳」安政6年6月1日条。

重 正 民部太輔 — 重 頼 和泉守 慶長八年六月十五日死去 八十歳 法名常崇禪定門 —

治部左衛門 慶長三年別家 小名号柿本 — 清左衛門……
稱治部太輔 四十九所之樂所太鼓役
寛永十年三月六日死

重 時 和泉守 初六助 式部之丞
式部太輔 重政

天正十二年甲申誕生 母串良土中村氏女 (元和七年辛酉二月六日死)

慶長八年癸卯八月成神主 持高十三石二斗八升八合二勺 慶安二年己丑十一月讓家督 万治二年己亥九月十一日死 年七十六 葬干神主屋敷之墓西向 法名心月道照居士

重 張 清四郎 母松山土松下与七兵衛女
寛永三年丙寅六月廿五日死 葬神主屋敷

重 治 諸右衛門 初民部左衛門 —

慶長十九年甲寅年誕生 母松山土松下与七兵衛女 正保二年^(中)一月 (或慶安二年己丑十一月) 為神主 持高十三石二斗八升八合二勺 承應二年癸巳二月四日, 内之浦江差越, 帰帆之節, 尾籠嶋到着岸, 出船之砌難風覆船候処ニ, 重治ハ辺田ノ岸ニ危難ヲ助上リケル処ニ甥柏原弥兵衛其外不上故, 又海ニ入テ死 年四十 其死跡日向福嶋へ上リ, 其地ノ菩提処妙香庵ニ葬ル 法名繁応春茂居士

女 子 母 同前

成高山郷土柏原弥左衛門公喬妻

重 貞 内蔵 初兵助 納右衛門 —

寛永十六年己卯年誕生 母高山衆中池袋次郎左衛門女 承応二年癸巳三月為神主 (或 慶安元年戊子十一月十五日為神主) 元禄九年丙子孟夏上京ニテ十八神道之次第伝授 持高十三石二斗八升八合二勺 元禄十四年辛巳九月七日死 年六十三 葬干神主屋敷之墓西向 法名寄山祖大神祇

重 房 諸左衛門 初右馬之丞

寛永十九年壬午年誕生 母同前 享保十二年丁未十月廿六日死 年八十六 葬干神之市十王堂之後南向 法名法雲青喜居士

嫡女子 為高山衆中日高平兵衛為郷妻

万治四年辛丑年誕生 母高山衆中右田城之介女

正徳三年癸巳五月二十一日死 年五十三 葬干昌林寺地西向 法名常雲大姉 (常雲良真大姉)

重 寛 摂津守 初重信 重賢 伊兵衛 —

寛文九年己酉四月七日誕生 母同前 元禄十四年辛巳十月為神主 持高四捨石五斗六升式合式勺四才 延享四年丁卯十二月十一日死 年七十九 葬干神主屋敷之墓西向 法名雪山自徳大神祇

重 良 五良左衛門 初十兵衛

延宝元年癸丑九月十九日誕生 母同前 高山衆中伊地知藤左衛門重公嫡子仁左衛門重道事, 為鹿児島本家太郎左衛門重持之後嗣, 故藤左衛門重公依無嗣子為其養子 改名季寧 宝暦十四年甲申正月十七日死 年九十二 葬干昌林寺地東向 法名松岳慈峯居士

薩摩藩郷土守屋家の系譜と舍人（重寛）以前の諸問題（Ⅰ）

一嫡男 十之進 元禄十一年戊寅年誕生 母高山衆中小倉源右衛門女 宝永元年甲申八月十一日死 年七 葬干社主屋敷之墓西向 法名幻空童子

一立国 和泉 初重政 国次 満国
初源助 四郎左衛門

宝永元年甲申九月十八日誕生 母同前 享保五年庚子八月二十六日神祇管領長上從二位殿賜和泉守重政神道裁許状 延享五年戊辰二月社司繼目 爲社家頭取 持高四捨石四斗九合壹勺壹才 明和三年丙戌八月二十八日死 年六十三 葬干社司屋敷之墓東向 贈名俊岳宗雲大神司 先妻伊東嘉右衛門藤原金祐女 龜菊（正徳二年壬辰三月六日誕生 宝暦四年甲戌正月六日死 年四十三 法名梅窓貞心大姉）後妻飯隈山救仁郷宝釈院女（文化四年丁卯正月二十日死 年九十 葬干社司屋敷東向 法名円齡建操大姉）

一三男 新助 宝永四年誕生 母同前 正徳元年十一月九日死 年五 葬干社司屋敷之墓西向 法名知電童子

一嫡女子 享保十三年庚戌十一月二十二日誕生 母高山衆中伊東嘉右衛門金祐女 同年十二月十二日夭亡

一二女 享保十六年辛亥十二月二十四日誕生 母同前 同十九年甲寅九月九日夭亡 年四 葬干社司屋敷之墓西向 幻心童女

一三女 元文元年丙辰七月十一日誕生 母同前 寛保元年辛酉十月二十五日夭亡 年六 葬干社司屋敷之墓西向 妙法童子⁽⁶⁾

一四女 キン 爲高山衆中吉井務右衛門清宣妻 元文六年辛酉二月二十九日誕生 母同前 明和九年壬辰十月十五日死 年三十二 葬干昌林寺地西向 円室慈明大姉

一彦太郎 延享二年乙丑十月三日誕生 母同前 同月二十二日夭亡

一良国 舍人 初十次郎 朝負 延享三年丙寅十月二十七日誕生 母同前

宝暦九年己卯七月家督御免被仰付 持高四拾六石七斗九升六合六勺式才 安永八年己亥四月十六日上京 十八神道伝受一日法令免許 寛政三年辛亥三月十九日再上京 神道方伝授 橘家墓目戸鳴弦秘巻悉伝授 翌年正月二十一日帰国 寛政四年壬子四月十七日御預北條十左衛門殿名代新納次郎四郎殿ヨリ与頭被仰付 寛政五年癸丑三月二十五日御地頭市田勘解由殿ヨリ郷土年寄助役被仰付 同年十二月市田殿ヨリ郷土年寄被仰付 享和二年壬戌十一月廿四日退役御免 文化二年乙丑十一月十五日子刻死去 行年六十 正冠俊良大神司 先妻串良衆中原田延寿院定玄女鉄龜（宝暦二年壬申五月二十一日誕生 寛政九年丁巳三月二十六日死 年四十六 葬干社司屋敷 芳屋貞心大姉）後妻飯隈山救仁郷龍宝院女フミ（寛延元年戊辰誕生 文政十二年己丑四月九日死 年八十二 慈雲寿光大姉）

一嫡女子 リン 爲高山郷土宇都宮真光院快意妻 明治九年壬辰七月二十九日誕生 母串良衆中原田延寿院定玄女（鉄龜）嘉永七年甲寅八月十二日死 年八十三 葬干米山寺上西向 法名宝徳寿円大姉

一良易 彈正 初重易 納右衛門 安永五年丙申十月十七日誕生 母同前

文化三年丙寅正月繼目免許 持高七拾石三斗四合五勺六才 文化四年丁卯七月十六日上京 神祇管領長上從二位殿ヨリ十八神直伝受一日法令免許

文化七年庚午十二月六日御地頭島津仁十郎殿名代嶋津相馬殿ヨリ与頭被仰付 文化十一年甲戌三月十三日御地頭北郷作左衛門殿名代嶋津矢柄殿ヨリ郷土年寄助被仰付 文化十四年丁巳二月十九日御預伊勢雅楽殿名代菱刈奎之助殿ヨリ郷土年寄被仰付 文政二年己卯閏四月二十一日退役御免 文政三年庚辰八月九日御地頭島山式部殿ヨリ郷土年寄再役被仰付 文政五年壬申二月十三日退役御免 文政十一年戊子三月十一日御地頭嶋津助之丞殿ヨリ郷土年寄再々役被仰付 文政十三年庚寅八月二十四日退役御免 天保二年辛卯七月十七日松下屋敷ノ内老歟貳拾九歩松下鏡兵衛方ヨリ買取 天保十三年壬寅九月十七日死 年六十七 葬干社司屋敷之墓東向 実応軒冠照道義大神主 妻高山郷土日高仲右衛門（初 長左衛門）爲長嫡女トキ（安永八年己亥十二月二十六日誕生 嘉永七年甲寅七月二十八日死 年七十六 葬干社司屋敷之墓地 法名寿屋実相大姉 トキ母爲長養父仁右衛門爲軌嫡女 爲長ハ河俣仁兵衛政甫嫡子）

- 良昭 十助 天明二年壬寅十月二十一日誕生 母同前
高山郷土宮田彦左衛門義次依無嗣子文化三年丙寅十月賀養子成御免 其後改名義遠 安政二年乙卯十二月十三日死 年七十四 葬干米山寺上西向 法名鏡誓誠円居士
有子三人 嫡男彦六 二男七郎 女子ツル
- 女子 ナツ 為高山郷土山之内休之進種專妻 天明七年丁未五月二十一日誕生 母同前 文政八年乙酉十月二十六日死 年三十九 葬干前田村和泉田日新院之墓東向 法名一雲妙鏡大師
休之進事、日高六左衛門為純二男ニテ山之内甚右衛門種珍^{ヨシ}養子也

- ^{ツカ}重堯 舍人 初良堯 十太郎 靱負 寛政十年戊午二月十三日誕生 母高山郷土日高仲右衛門為長嫡女トキ
文政八年乙酉十月御預嶋津主殿殿名代嶋津求馬殿ヨリ与頭被仰付 文政十三年庚寅九月廿九日御地頭嶋津助之丞殿ヨリ郷土年寄被仰付 天保五年甲午二月八日退役御免 天保六年乙未七月廿八日御地頭嶋津助之丞殿ヨリ郷土年寄被仰付 天保七年丙申九月十日御同人ヨリ郷土年寄被仰付 同九年戊戌二月十九日退役御免 天保十三年壬寅十一月十四日繼目御免 天保十四年癸卯正月二十六日成社司兼社家頭取 持高八拾六石四斗三升四合八勺七才 天保十四年癸卯正月二十六日社役繼目御請 同年五月十一日神祇管領長上侍從殿賜十八神道伝授一日法令免許状 同日依願吉田殿ヨリ物部姓復姓御免被仰付 嘉永三年庚戌二月十日御地頭嶋津右門殿ヨリ郷土年寄被仰付 嘉永三年四月八日松下屋敷五畝買取 安政五年戊午九月二十四日退役御免 文久元年辛酉四月七日郷土年寄被仰付 同二年壬戌八月為守衛往江戸在府二ヶ月 文久三年癸亥正月二十三日從公姫 照姫・安姫 駕帰国 慶応元年乙丑閏五月為暖 同月諸郷々士為衆中 慶応四年戊辰二月退役御免 明治四年辛未十二月廿四日死 年七十四歳 同二十六日葬干米山上之墓南向
先妻高山郷土吉井孫清貞嫡女ハル(寛政十一年己未三月二十五日誕生 文政二年己卯三月十一日死 年二十一 法名春顔妙法大師) 後妻高山郷土日高直助為嵩女フチ(フユ)(文化四年丁卯四月十九日誕生 文久二年壬戌正月十三日死 年五十六 法名宝山妙達大師) 後々妻内之浦郷衆中宇留嶋吉右衛門長紀嫡女タケ(天保七年丙申正月十二日誕生 明治二十三年三月三十日死 年五十五)
- 女子 タツ 為高山郷土宇都宮東学院快孝妻 享和二年壬戌三月十二日誕生 母同前 明治二十三年二月十五日旧己丑閏十二月二十六日死 年八十八 葬干米山上之墓
- 良兼 泰造 初十次郎 文化二年乙丑七月十二日誕生 母同前
文化十二年乙亥十一月別家成之願御免許 文化十三年庚寅十月九日ヨリ嫡家五社屋敷エ家作ニ取付 翌年二月ヨリ相移 同年六月三日迄ニ成就 高十五石六升老合三勺九才配分 天保九年六月高山郷土宇都宮休蔵快只二女イソ以為妻 天保十年己亥六月十七日御鷹場内ニ而野廻役被仰付 取次御用人高田十郎右衛門殿 御鳥見頭平田孫六殿 御地頭嶋津助之丞殿相立 翌年正月二十日御場御引取被仰付退役 弘化四年丁未正月廿九日御預町田監物殿ヨリ地頭横目被仰付 同年十二月二十八日横目助被仰付 御地頭嶋津右門殿 翌年正月二十三日御大目付嶋津主殿殿所ニ而誓詞被仰付 安政五年戊午五月二十日退役 安政六年己未四月六日死 年五十五 葬干新富之米山上之墓西向 法名峯運蓮昌居士
- 女子 キク 為高山郷土宮田彦六義喬妻 文化八年辛未八月十日誕生 母同前
弘化五年戊申二月二十七日死 年三十八 葬干米山上西向 法名順誓妙華大師
- 女子 アキ 為高山郷土日高清水衛門為憲妻 文化十二年乙亥八月二十七日誕生 母同前 明治二十五年壬辰四月十九日死 年七十八 葬干米山上西向

- 女子 フデ 為守屋常磐道晴妻 天保十年己亥五月九日誕生 母高山郷土宇都宮休蔵快只二女イソ

薩摩藩郷土守屋家の系譜と舍人（重堯）以前の諸問題（I）

—重好 納一郎 初寿次郎 天保十三年壬寅八月二十三日誕生 母同前

安政六年己未四月継目御免 元治元年甲子十月二十五日為長州征伐高山江一与被仰付、豊前小倉江致出陣 翌年乙丑正月十一日帰陣 慶応二年丙寅七月二日高総役被仰付 慶応四年戊辰正月二十六日地頭町田少輔殿ヨリ郡見廻江転役被仰付 明治五年壬申四月十三日郡見廻被廢 同日四等里正兼戸長助被仰付 同年九月副戸長 同七年一月辞職 明治七年甲戌三月十日為戸長 同十年丁丑二月十一日辞職（以下略）

—重経 納二郎 弘化三年丙午九月六日誕生 母同前

万延元年辛酉十二月十日別立成御免 元治元年甲子七月十六日医道成御免 元治元年甲子十月二十五日為長州征伐高山江一与被仰付 豊前小倉江致出陣、翌年乙丑正月十一日帰陣 明治元年戊辰十月為医学院句読師助 同二年己巳三月廃官 同月為医院授読助 同年四月二十二日通稱周一郎御免 同年四月二十四日医院廃官 明治三年庚午御社馬場屋敷ニ移ル

—良護 十郎太 文政二年己卯三月十一日誕生 母高山郷土吉井孫助清員嫡女ハル

天保十年己亥十二月十五日死 年二十一 法名神得良栄居士

—重厚 彈正 初十郎次 倭 河内頭 文政八年乙酉正月二十日誕生 母高山郷土日高直助為嵩女フチ（フユ）

天保十四年癸卯三月鹿児島諏訪大宮司本田出羽守殿江相付上京 十八神道伝授 一日法令免許 明治三十一年七月十四日死 年七十四

先妻高山郷土宇都宮東学院快孝長女ツル（文政四年辛巳十月十二日誕生 嘉永六年癸丑七月十五日死 年三十三歳 法名実相妙鏡大姉） 後妻高山郷土市来運右衛門政芳長女ツネ（明治二十四年四月三日死 年五十九）

—長女 スギ 為高山郷土津曲仲助兼文妻 文政十年丁亥十一月十七日誕生 母同前

明治三十八年五月二十二日死 年七十九

—三十郎 天保五年甲午四月十日誕生 母同前 同六年乙未正月二十日夭亡 年二才 法名春露如幻

—良次 清八郎 天保六年乙未十月二十日誕生 母同前 同十四年閏九月二十五日死 年九才 法名清雲幻花童子

—道皓 常磐 初納右衛門 倭佐 真前太夫 重郷 重興 重皓 天保十四年癸卯六月朔日誕生 母同前

慶応元年乙丑六月分家 高二石配分 妻守屋泰造長女フデ

直子ナク高山村土族日高弥八郎二男栄之丞ヲ養子トス 栄之丞妻ハ守屋納一郎長女スガ

—寅之助 弘化五年戊申三月十二日誕生 母同前 同月二十七日夭亡 法名寅助童子

—八百右衛門 元治元年甲子九月十三日誕生 母内之浦郷土宇留嶋吉右衛門嫡女タケ

明治十四年辛巳四月十八日 野崎十郎左衛門養子トナル

—喜八郎 慶応三年丁卯六月二十一日誕生 母同前

明治十六年四月十日竹田神社祠掌 明治十七年甲申三月申良村土族大久保シヲ養子トナル

—女子 ヤヘ 為内之浦村土族白石弥八郎妻 明治二年己巳十月二十八日誕生 母同前

—幸造 明治四年八月十五日誕生 母同前

—十次郎 嘉永六年癸丑七月十五日誕生 母高山郷土宇都宮東学院快孝長女ツル

同年九月十三日死 法名玉露童子

—女子 ルイ 安政五年戊午六月九日誕生 母高山郷土市来運右衛門政芳長女ツネ

明治三十三年五月三十一日死 年三十三

—千加良 文久三年癸亥正月十九日誕生 母同前

明治五年壬申正月十二日家督相続

—小之助 明治二年己巳二月三日誕生 母同前